

■ 4条1項11号

不服 2023-000191

＜本願商標＞

「S u s t a i n a b r e a d」（標準文字）

第30類「パン、菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「サステナ」（標準文字）

第30類「菓子及びパン」及び第29類、第32類の指定商品

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「S u s t a i n a b r e a d」の文字を標準文字で表してなるところ、構成各文字は、同じ書体で、外観上まとまりよく一体に表されていて、しかも、本願商標の構成全体から生じる「サステナブレッド」又は「サステイナブレッド」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、たとえ本願商標の構成中の「b r e a d」の文字部分が、原審説示の「パン」の意味（「ベーシックジーニアス英和辞典 第2版」大修館書店）を有する語であるとしても、かかる構成及び称呼においては該文字部分を商品の品質等を表示したものとして認識されるとはいい難く、むしろ、その構成全体が一体不可分のものとして、認識されとみるのが相当である。

また、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、殊更「b r e a d」の文字部分を捨象して、「S u s t a i n a」の文字部分のみに着目するというべき特段の事情は見当たらない。

そうすると、本願商標の構成中「S u s t a i n a」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は妥当ではない。

他に、本願商標と引用商標とが類似するというべき事情は見いだせない。

したがって、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品との類否について検討するまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**S u s t a i n a b r e a d**」は、たとえ構成中の「b r e a d」の文字部分が「パン」の意味を有する語であるとしても、かかる構成及び称呼においては該文字部分を商品の品質等を表示したものとして認識されるとはいいい難く、むしろ、その構成全体が一体不可分のものとして認識されるとみるのが相当であるから、本願商標の構成中「S u s t a i n a」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、引用商標「**サステナ**」と類似するとした原査定の判断は妥当ではない、と判断されました。

以前にも言及したように、「**朔北カレー**」と「**サクホク**」が非類似と判断された審決取消訴訟（令和4年（行ケ）10122号）の判決が出た後、近年は比較的厳しかった商標「〇〇〇」と商標「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」との類否について、特許庁でも非類似と判断される傾向が見受けられるように思われます。

ただ、本願商標「**S u s t a i n a b r e a d**」の場合は、その構成中にスペースを有さず、外観上、より全体として造語的に認識されやすいという事情はあるように思います。

なお、インターネットで調べたところ、引用商標「**サステナ**」は、粉末タイプの「ミルク」に使用されている商標のようです。本願商標の指定商品である「パン」や「菓子」とは売り場なども異なるので、実際には出所の誤認混同も起こりにくいとは思われますが、「ミルク」が「パン」や「菓子」の製造に原材料として用いられる場合もあることから、引用商標権者としては、本願商標に登録が認められることを看過できないと考える可能性は十分にあるでしょう。

（弁理士 永露 祥生）
＜2024年2月1日＞